十　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実について の審査又はその請求に対する応答のために必要となるその請求を行う者に関する平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第七項の規定による平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三条の情報の収集、整理又は分析であって確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

十一　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査のために必要となるその届出を行う者に関する平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第七項の規定による平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三条の情報の収集、整理又は分析であって確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

十二　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第七項の規定による平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三条の情報の収集、整理又は分析であって確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

附　則

この省令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行の日から施行する。

○総務省令第三十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百十条第一項、第百十一条第一項及び第百十四条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を第十一条とする。

第四条の次に次の六条を加える。

（設立団体の長から吸収合併消滅法人への通知等）

第五条　設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の長は、法第百八条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併消滅法人（同項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2　吸収合併消滅法人は、前項の通知を受けたときは、法第百十条第二項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該吸収合併消滅法人の債権者の閲覧に供するため、効力発生日（法第百八条第一項第二号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

（財務諸表に関する事項）

第六条　法第百十条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人（法第百八条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）のそれぞれについて、法第百十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度（各事業年度に係る法第三十四条第一項に規定する財務諸表につき同項の認可を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）がある場合　最終事業年度の貸借対照表

二　最終事業年度がない場合　その旨

（設立団体の長から吸収合併存続法人への通知等）

第七条　設立団体の長は、法第百八条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併存続法人に通知するものとする。

2　吸収合併存続法人は、前項の通知を受けたときは、法第百十一条第二項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該吸収合併存続法人の債権者の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

（財務諸表に関する事項）

第八条　法第百十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人のそれぞれについて、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度がある場合　最終事業年度の貸借対照表

二　最終事業年度がない場合　その旨

（設立団体の長から新設合併消滅法人への通知等）

第九条　設立団体の長は、法第百十二条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した新設合併消滅法人（同項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2　新設合併消滅法人は、前項の通知を受けたときは、法第百十四条第二項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該新設合併消滅法人の債権者の閲覧に供するため、新設合併設立法人（法第百十二条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。）の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

（財務諸表に関する事項）

第十条　法第百十四条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、新設合併消滅法人について、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度がある場合　最終事業年度の貸借対照表

二　最終事業年度がない場合　その旨

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（地方公務員災害補償法施行規則の一部改正）

2　地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

○総務省令第三十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条」を「第八十六の二」に、「第百一条」を「第百一条の二」に改める。

第四章第二節第二款中第八十六条の次に次の一条を加える。

（確認）

第八十六条の二　基幹放送事業者は、総務大臣の定めるところにより、基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）又は特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）の整備に関する計画（以下この条において「基幹放送設備等整備計画」という。）を総務大臣に提出し、当該基幹放送設備等整備計画が法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認を受けることができる。